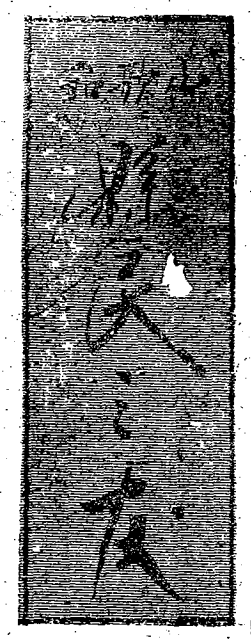

發行所
和歌山市小松原通
和歌山縣總務部
編集兼發行人
森慶三
印刷所
和歌山縣印刷所
定價㊀一部六十錢

殖林について縣下森林所有者に告ぐ

和歌山軍政府

縣林務課では最良の殖林方法を普及するためこの重要問題に關して森林所有者達の相談に應ずる專門技術者を指定した。

相談事項のある人はその內容を縣林務課長中澤氏宛文書を以て通知すればどのような問題に對しても充分な註解が與えられ又その問題に對する最も有能な專門家が現場に派遣される。

このように專門家達が殖林に關係ある人達に役立つことによつて空疎になつた縣下の森林を復活するに最も科學的な經濟的な方策をとられることが要望される

殖林專門家名簿

（縣廳）
海草郡 中澤和雄
伊都郡 崎山濱本
有田郡 久保田康茂和人
日高郡 上野山正男
西牟婁郡 金森孝
東牟婁郡 沼田依延
（林業試驗場）
（森組合連合會）
松本 花本 山本 橋野 吳 恒太郎
石坪 由友彥
貞吉 北野 阪田常正五二 坂上松 井上健一 金野源 松山水 平野守 榎本周治 塚田勝海 濱本和人
北宏藏 鈴木 稻垣本 植本 長谷川大亦 高貞雄 藪紹 內正茂 上甲與七 吉田裕
岩谷 史郎 幹造 信 石倉照明
保 坂本 山添誠五郎 久

大いに期待し得るか!!

教育委員會の發足

昭和二十三年七月十五日法律第百七十號により公布され即日施行されることとなつた教育の一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

昭和二十三年七月十日法律第百七十號により公布され即日施行されることとなつた教育の一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

これは教育の民主化の地方分權を計り教育の地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

立學校を除く（別に定める公立の新制高等學校以下小學校迄を管理し種々の事務をとることになつている。

教育の民主化と適格審査に合格することを條件としていて、職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

立學校を除く（別に定める公立の新制高等學校以下小學校迄を管理し種々の事務をとることになつている。

教育委員會は今迄秘書員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

公務員及び地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

公務員及び地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

適格審査に合格することを條件としていて、職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

立學校を除く（別に定める公立の新制高等學校以下小學校迄を管理し種々の事務をとることになつている。

教育委員會は今迄秘書員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

公務員及び地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

公務員及び地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

公務員及び地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

公務員及び地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

公務員及び地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

公務員及び地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

公務員及び地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

公務員及び地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

公務員及び地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

公務員及び地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

公務員及び地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

公務員及び地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

公務員及び地方公共團體の有給職員は教育委員會の定める一般行政より獨立を眼目としてゐる。

本年度は縣にのみ委員會がおかれ、市町村の必要ない（その選擧長）の届出は九月二十八日迄に提出完了のこと。

（八月二十三日迄に既に數職審査に合格した者は縣に於て選擧を終れば期間を過ぎて委員の定數より多數の候補者が出來たときは十月五日迄に投票日を定めて選擧人格識見のある人を委員として選ぶ爲に二十才以上の有權者に一票を使うことを望みたい。

（學務課）

增產には先づ肥料

秋肥の割當決る

昭和二十三年秋肥（八月—十二月）の第一次割當は次の如く行はれることになつた。

秋肥作物別割當決定が遲れたため第一次と第二次として是正を行う。

反別割當量中麥作肥料は九四%の窒素質肥料は九四%を硫安とし六%は硝安の豫定、果樹、桑は全量を硫安とする

前記割當量を決定は全量硝安、水稻に對しては

今期肥料は第二次を麥作に對しては本年播種事前割當反別決定次第肥料全量の中半量を反別割半量を施肥基準又は最近五ヶ年の實收高により割當量を決定する。水稻に對しては

反別割當量を行い水稻は明年明年春肥において是正する。其他の作物は第二次において全量割當を行う。第二次割當は九月の豫定である。

反別及び郡市別について其の割當量を見ると

反別割當量

作物名	反當 窒素質肥料	反當 燐酸質肥料	全量 窒素質肥料	全量 燐酸質肥料
	貫	貫	貫	貫
麥類	3.0	3.0	541.632	541.632
果樹	3.0	1.0	168.840	56.280
桑	2.5	1.3	5.250	2.730
水稻	1.0	—	271.948	—
合計			987.670	600.642

右割當量は國割當量の窒素質肥料五九%燐酸肥料六〇%である

郡市別割當量

昭和二十三年秋肥第一次割當表

郡市別	麥類 反別	果樹 反別	桑園 反別	水稻 反別	合計 N	合計 P
	反	反	反	反	貫	貫
和歌山市	10300	242	—	15728	47354	31142
新宮市	810	172	—	2476	5422	2602
海南市	666	1219	14	1365	7024	3219
田邊市	1011	426	—	1593	5904	3459
海草郡	27457	11481	1542	44341	161540	94052
那賀郡	37847	10636	3180	51746	197990	124590
伊都郡	21683	7857	6723	28855	119155	73780
有田郡	22202	13015	2308	29450	135678	79921
日高郡	29734	5826	2212	48016	155249	95315
西牟婁郡	21321	4893	2182	30731	110044	69206
東牟婁郡	7513	513	2339	17647	42310	23359
合計	180544	56280	21000	271948	987670	600642

夏でも鮮魚が食べられる!!!

紀北の消費者にいわしの沖買制度

夏期は輸送その他の關係で鮮度のよい魚を配給することが甚だ困難である。このため毎年色々と對策を講じてきたが本年度は種々檢討の結果いわしの沖買制度を實施することになつた。

それは八月一日から九月三十日の二ヶ月間日の岬から市江崎に至る沿岸（主として田邊地區）で漁獲されるいわしを縣の登錄した運搬船により漁場より直接和歌浦港及び海南港へ陸揚して和歌山市、海南市、海草、那賀、伊都の各郡の消費者へ配給せんとするもので一ヶ月五百貫集荷割給の計畫である。まだ田邊地方のいわしは本格的な漁に入つていないが夏期鮮魚集荷對策の一として多大の期待をかけている。

（水產課）

政治資金規正法について（一）

地方課長 寺本 勤

御希望の題目がありましたら御知らせ下さい多數のものから順次掲載いたします

去る七月三十日、政治資金規正法公布になり、即日施行された。

（一）この法律の目的

この法律は、政治團體はもちろん、その他の諸團體でも、政治に關係のあるものや、公職の候補者の選擧費用などの收支を報告させ、これを國民一般に公開して公正な批判をまつことを目的としたものである。この法律によつて、政黨、協會その他政治に關係のある諸團體、公職の候補者及び第三者の政治活動に伴う資金の收支を、それぞれ所定の選擧管理委員會に報告させ、これを通じて、その全ぼうを國民一般に公開することによつて、政治團體や選擧に伴いがちな不正行爲を防止しようとしてゐる。

（二）この法律のしくみ

（イ）この法律が適用される範圍は、政黨その他政治に關係のある諸團體、公職の候補者及び一定の政治活動をする第三者である。この法律の適用を受ける範圍は廣い。單に政黨のみでなく、勞動組合、經濟團體、文化團體等でも、政治上の主義施策を支持し若くはこれに反對し、又は公職の候補者を推せんし若しくは反對するというような、政黨、協會その他政治に關係のある諸團體、公職の候補者及び第三者の政治活動に關係ある諸團體、公職の候補者及び一定の政治活動をする第三者である。この法律の適用を受ける。それ以外の長の選擧の場合の候補者が、この法律の適用をうける。

（ロ）この法律の適用をうける時期は、選擧が行はれる場合と、政黨にあつては、その組織の日から解散の日まで、その他の團體にあつては、前項で述べたような政治活動をするようになつた日から、政治活動をしないようになつた日までの間である。

（ハ）この法律の適用をうける行爲は、いずれの場合でも、結局は寄附、支出及び收入の三行爲につきる。

（ロ）この法律の適用をうける時期は、選擧が行はれる場合と、政黨にあつては、その組織の日から解散の日まで、その他の團體にあつては、前項で述べたような政治活動をするようになつた日から、政治活動をしないようになつた日までの間である。

（ハ）この法律の適用をうける行爲は、いずれの場合でも、結局は寄附、支出及び收入の三行爲につきる。

この法律の文句にあてはまるような政治活動をするものが、この法律の適用をうける。公職の候補者については國會議員、地方公共團體の議會の議員及びその長の選擧の場合の候補者が、この法律の適用をうける。それ以外の一般第三者については、選擧に關して寄附をし、又は支出をする場合に、この法律の適用をうける。

事業課の創設

地方財政の救窮策として競馬場、自轉車レース及野球場等の各種縣營事業が今後いよいよ多くなる傾向にあるので縣總務部においては事業課の新設を計畫し準備を進めてゐる、殘りの六名は全縣區としての公選とある。

▲是非とも出て欲しい人物はオオソレと簡單にミコシが上がらず、『アンナ男が』と思われる樣な爪彈き者が厚顏に出しやばる。▲口八丁は必ずしも逸物とは限らず、手前味噌の名人には得てして喰わせ者が多い。▲宣傳や賴み込みを根據にフラフラと投票に出かけることは子供の火なぶりよりも尙危い。況してどこかで聞き覺えたそこらの『有名人』をえらい人だろうなどと早合點してボスや闇屋に投ずる樣なことになつては助からぬ。▲そこえ以て來て現下の罐陶しい政界の空模樣を反映して、政治とゴッチャにされたりしそうな心配も絕無とは言えぬ。▲教育は何といつても民族百年の源泉を涵う國本であり基礎であるだけに今度の選擧こそ最も嚴肅に最も公正に行われなければならぬ。▲來る十月五日の投票日には日本の將來がきまるのだと考えて、嚴撰に嚴撰を期して貰いたい。今からでも遲くはない。（M）

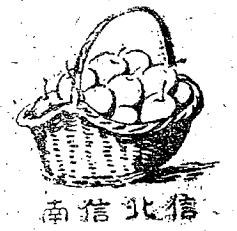

◇悪條件を排して◇

水産紀州の眞價を發揮せん

―水産課長談―

水産物は食糧問題の綜合的解決上重要なことは言ふまでもないが殊に和歌山縣の如きは地勢上に於て大体七百萬貫の水揚高をなし其の内鮮魚としては全國的に第一位の漁獲高を誇り、次いで鰹の漁獲高は最も緊要である。然るに一昨年の南海震災は十分利用開發することを許さず、生産資材特に燃油漁船網綱は其の原料の大部分が輸入に仰がねばならぬ狀況に困難を極めてゐる。戰後相當量が輸入されてゐるが之を最も効果的に活用する途は水産の科學化である。

生産條件の障碍によつて如何に漁業者の潑剌たる生産意慾を刺激し得るかに急激の例へは漁船資材等の生産條件の好轉は期待できるとしても唯に漁場、資材等の生産條件の好轉は期待することは出來ないとしても、生産資源に對してはなほ餘裕があり且つ生産資材の不足によりて一應戰前に復帰するに至つてはなほ難しい。

九州中國近畿に最もひどく國有林より民有林に甚しい松喰虫の被害は一昨年度昨年度で六四二一〇本三七二萬石面積にして二二一萬町歩の被害が豫想されてゐます。

本縣でも現在三〇二七本二六四三石が被害を受けてゐます。このまゝでは數年後に全國的に松が全滅すると政府は松喰虫退治に本腰を入れて居り、進駐軍の指令に定められた最終の買收期であるから特に公告縱覽期日を統一して異議訴願により買收が出來ない事のないよう徹底的な農地解放の時期となつたが、末だ徹底的な完全解放がなされてゐないので其の筋よりも強い指示があり市町村農地委員會において再調査をなし解放完了する樣お願いする。

完了した町村も共に徹底的な再調査をなし該當する農地は必ず買收せねばならない、

1. 土地台帳が田畑以外以上の農地の宅地や其の他の地目で現況が農地、を完了せねばならない。

2. 最近不在になつたり所有者が居ないのに家族が居るので在村とした農地主で保有小作地六段歩自作地と小作地と合せて一町九段歩以上の農地は速に諸手續負その他による契約請負の法人其の他の小作地、不耕作地の農地の申出の地主の買收

3. 占領目的の一つである農地解放も最終段階

最後の農地買收

假裝自作地は解放

4. 假裝自作地の解放も農民・地主の皆樣の良き理解と支援なくてはなし難いので縣農地課田中技師以下調整の御協力を祈念しつつ最後の頑張りを見せてゐる。

5. 徹底的な農地解放完了する樣

（農地課）

＝農民と共に歩む農地課＝

今期の買收は法令に定められた最終の買收期であるから特に公告縱覽期日を統一して異議訴願により買收が出來ない事のないよう徹底的な農地解放完了する樣要望してゐる。

★☆☆☆☆☆☆★ 公論 ★☆☆☆☆☆☆★

不遇に泣く疎開戰災者に當局の活目を希う

那賀郡名手町　谷口　亮勝

業火一朝にして父祖傳來の家も家財も無くし全くの無一物となつた戰災者をして呆然自失たらしめてしまつたかくてのがじじ緣故や知邊を求めて唯無意識に農村へ疎開を餘儀なくされた者の前途に控えてゐるのは、失業と困苦缺乏で額も一枚々々南瓜に蕷に變り、知らぬ小兒の舌つづみに感ずることもあつた行季の底を眺めては是ではならぬとむちうつて職を求めるが農村なるが故に働く場所も一畝あの田畑もない日毎に昇勝を續ける物價に今は手すべくもなく恐る〳〵政令違反の闇屋となつた人も少くはない。

然しその生きんが爲の闇行商も昨今の嚴重な取締と運賃値上に益窮地に押し込まれてしまつた今に於て是等の困窮者を救ふの道を講ぜずば忌はき社會問題の發生せざるを誰が保證出來よう。傳え聞くに農村を對照として民生事業に名町村毎に救産塲の施設と補助が割當られたる由なるも目下の農村情勢にては關心が低く熱意に欠けて居るかの嘆が深い。熱意に關しては筆者が戰災關係所に出向いてその實情を話したのであるが所長曰く「引揚者なら兎も角戰災者が今頃生業についてゐる。」と恰も怠けてゐるが不甲斐ない者の如き話振に極めて不快に感じた縣廳に行つても民生部長や厚生課長は深い理解があるが他の課に行くと實に冷談である。眞に理解し厚い同情あるべき人にしてかくの如きであるから農村に至つて全くの厄介扱も當然かも知れぬ縣當局及町村當路者に深い理解を求めるものである。各町村に在住する戰災者も個人〳〵の創意に依つて生業に就く事は全く至難の事で唯一の救濟事業たる庶民金庫貸出しの生業資金も一人當七千圓にて今日の物價情勢の下に果して安定せる職業が得られるのであらうか。甚だ危險な狀態と言ればならぬ。筆者の樣想にあては此の際各町村毎に戰災者に依る會を組織し此の町村單位の會を更に連合して此の連合を通じて町村役場も要に縣當局も協力し援助し與え此の組織下に在る生業の育成に指導と便宜を圖るならば町今不安定な日常に戰く戰災者は喜んで其の生業に入り更生の途を撰ぶ事は明白な事と確信する次第である又縣も定められた規定のみに執れる事なく各町村に適當なる適當な援産費を適當に斯如き團体に善用せられたいのである」地の理に惠まれざる轉出戰災者は前述の如き不遇な日常に追れ着るに衣服は持たず嚴寒に一枚の夜具に家族拖き合つて暖を取り住ふ家と云へば二階の一間や牛馬小屋、殊に甚しきに至つては鷄舍の改造に一家團欒の夢を結ぶのであるが最近には此の唯一の團欒の住居も明渡しの要求に毎日恐怖の一時を過す有樣である。若し此の報告に疑念あらば宜敷地方農林を訪れて困窮に沿目されて今日の施策の參考とせられたい。筆者は不遇の方特に紀北三郡の各町村當局の熱烈なる援助と協力を切に希ものである。

優先順位も決めて

氷の需給調整

夏になると農林省では去る六月三日氷需給調整規則を制定公布しその權限を都道府縣知事に與えた。

氷が不足するので毎年色々と對策を講じてきたが法的の施行細則を定め愈々氷の需給調整を實施することになつた。

そこで産業用その他の用途別配分計畫を樹立し、製作工場に出荷の指示をすることの場合分規則に優先順位（一）進駐軍用、（二）病人用又は立場で、一方は民聲を他方は官聲を、流しあい、いわゆる兩者の聲を紙面にあらはさせたるのでなければならないと思う。

それより民聲をとりあげられる人員構成をすることである。官廳側の編輯者と、民衆側の編輯者とが、對等の立場で、一方は民聲を他方は官聲を、流しあい、いわゆる兩者の聲を紙面に反映させたるのでなければならないと思う。

僅かな紙面ではあるが、その反映が繼續されたならば、永い間には、必ずよい結果を産むであらう。

一つの印刷を、何らかの目的をもつて持續し經營していくことは仲々苦勞である。しかし縣民の友は好條件下にあるときく、生かして使えば、使える新聞である。民主化のためにこの惡文に、最下段ではあれ（皮肉でなしに）おしげもなく（時には）カットされたが、「割いてくれる意圖も亦、縣廳自体が民主化しようとする意志を持つことを證明するものであらう。むしろ、それに、つけあがつた駄文をなすものこそ愚かである。

先づ製氷工場の生産能力を基礎に氷の用途を樹立し、製作工場に出荷の指示をすることの場合分規則に優先順位（一）進駐軍用、（二）病人用又は水産業用（三）その他と決つて居るからそれにより取扱うのである。

そこで産業用その他の大口需要者は需要量を毎月報告し縣は査定の上割當證明書を發行するが、病人用又は醫療用は市町村長へ申請して購入券の交付を受ける。割當證明書又は購入券を持つて所定の製氷工場又は氷販賣業者から現品を受取るようになつてゐる。

現在本縣内の製氷工場（一〇工場）の日産能力は約二〇〇屯であるが効率的に活用し規則の目的である重要な用途えの氷の供給に萬全を期している（水産課）

ギヤングの惱み

松喰虫の防除はこうして

農林部林務課

數年前から全國的に猛威を振ふ松喰虫の被害は今や最高潮に達せんとしてゐます。松のギヤング松喰虫の征く處赤松黑松の區別なく若木であらうと名松であらうと容赦なく彼等は喰ひ枯らして行きます。

九州中國近畿に最もひどく國有林より民有林に甚しい松喰虫の被害は一昨年度昨年度で六四二一〇本三七二萬石面積にして二二一萬町歩の被害が豫想されてゐます。

本縣でも現在三〇二七本二六四三石が被害を受けてゐます。このまゝでは數年後に全國的に松が全滅すると政府は松喰虫退治に本腰を入れて居り、進駐軍も昨今の嚴重な取締と運賃値上に益窮地に押し込まれてしまつた今に於て是等の困窮者を救ふの道を講ぜずば忌はき社會問題の發生せざるを誰が保證出來よう。傳え聞くに農村を對照として民生事業に名町村毎に救産塲の施設と補助が割當られたる由なるも目下の農村情勢にては關心が低く熱意に欠けて居るかの嘆が深い。熱意に關しては筆者が戰災關係所に出向いてその實情を話したのであるが所長曰く「引揚者なら兎も角戰災者が今頃生業についてゐる。」と恰も怠けてゐるが不甲斐ない者の如き話振に極めて不快に感じた縣廳に行つても民生部長や厚生課長は深い理解があるが他の課に行くと實に冷談である。眞に理解し厚い同情あるべき人にしてかくの如きであるから農村に至つて全くの厄介扱も當然かも知れぬ縣當局及町村當路者に深い理解を求めるものである。各町村に在住する戰災者も個人〳〵の創意に依つて生業に就く事は全く至難の事で唯一の救濟事業たる庶民金庫貸出しの生業資金も一人當七千圓にて今日の物價情勢の下に果して安定せる職業が得られるのであらうか。甚だ危險な狀態と言ればならぬ。筆者の樣想にあては此の際各町村毎に戰災者に依る會を組織し此の町村單位の會を更に連合して此の連合を通じて町村役場も要に縣當局も協力し援助し與え此の組織下に在る生業の育成に指導と便宜を圖るならば町今不安定な日常に戰く戰災者は喜んで其の生業に入り更生の途を撰ぶ事は明白な事と確信する次第である又縣も定められた規定のみに執れる事なく各町村に適當なる適當な援産費を適當に斯如き團体に善用せられたいのである」地の理に惠まれざる轉出戰災者は前述の如き不遇な日常に追れ着るに衣服は持

廳内隨記

吉村守（8）

この記事がのせると

いつても効果的な方法は一「剝皮燒却法」であります。松の皮付丸太は特に縣外移出は禁じられてゐて、これを侵した場合は木材業製材業の登録から除外される場合があります。注意すべきです。

松の被害木があつた場合は必ず所有者は處理して下さい。森林の所有者が處理しなければならない事になつてゐますが村役場、林産物檢査員、地方事務所又は縣廳林務課に知らせて下さい（林務課）

被害木の運搬は制限をされ、加えられてゐます。松の皮付丸太は特に縣外移出は禁じられてゐて、これを侵した場合は木材業製材業の登録から除外される場合があります。注意すべきです。

石當五〇圓の補助金を以て、この方法を奬勵して居ます。被害木は皮を剝いで燒却し材は木として使ふか、小經木なればそのまゝ燃やして使ふか炭に燒くか處理して下さい。森林の所有者が處理しなければならない事になつてゐますが村役場、林産物檢査員、地方事務所又は縣廳林務課に知らせて下さい（林務課）

二十日以上水に慣しておいて使ふか充分火で

こがして使ふか、小經木なればそのまゝ燃やして使ふか炭に燒くか處理して下さい。森林の所有者が處理しなければならない事になつてゐますが村役場、林産物檢査員、地方事務所又は縣廳林務課に知らせて下さい（林務課）

して來て、徹底的にやつつけるのです。枯れかけた松の皮にポツリ〳〵小さい丸い穴のあるのはキクヒ虫の穴であります。こんな松の木の皮を割いで見ると、アマ肌部に無數の「うちばえ」の數分の一位の大きさの虫とその幼虫とが居ります。

それで我和歌山縣でもこれを未然に防がうと昨年度は虫を喰うて「シジユウガウ」「コガラ」等の繁殖を計る目的で小鳥の巣箱の設置奬勵をしましたが、何意して下さい。

薪にして使ふのがよく、勿体ないからと家へ持歸つてゐるとその間に虫はどん〳〵繁植して飛び去りますから注

和歌山市、廣村、東富田村、太地町等で發生地が約二〇箇所に達してゐます。

喰害の範圍と速度が次第に急ピッチになつて來てゐます。虫の種類は、「マツノキクヒムシ」「キイロコキクヒムシ」「マツノクキクヒムシ」「トビイロカミキリ」「シラホシゾウムシ」等が主なるもので、キクヒムシ類は小さな甲虫で松のアマ肌部分を横に喰ひますので松の樹は樹液を送ることが出來なくなつて立ち枯れてしまひます。同時に「トビイロカミキリ」「シラホシゾウムシ」等が侵入